

社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条に規定する評議員及び役員の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の額)

第2条 理事会及び監事会並びに評議員会、その他役員等研修会に出席したときは、次の各号に掲げる報酬等を支給する。

(1) 理事会及び監事会並びに評議員会、その他役員等研修会に対しては、日当2,000円を支給する。

(2) 理事及び監事並びに評議員がその職務遂行のため市外に出張したときは、職員旅費規程に基づく旅費実費及び日当2,000円を支給する。

(3) 前号による旅費実費及び日当の支給を受けた場合は、第1号による日当は支給しない。

2 会長については、前項第1号の規定は適用除外とし、報酬として月額80,000円を支給する。

3 常務理事については、第1項第1号の規定は適用除外とし、報酬として月額150,000円を支給する。

4 常務理事が事務局長を兼務した場合は、第1項及び前項に規定する報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第3条 会長及び常務理事の報酬の支給日は、職員の給与の支給日に準ずる。

2 その他の評議員、役員に対する報酬等については、その都度支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(委任)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成4年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。